

若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務委託事業者募集要項

1 適用範囲

本要項は、若年者向け消費者トラブル被害防止啓発用映像教材制作業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務

(2) 目的

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、当県においては消費者庁作成教材「社会への扉」の全高等学校等における活用を目指している。これを受けて、「社会への扉」の事例内容をイメージできるよう、若年者に多いトラブルの手口を紹介した映像教材を制作する。

(3) 委託内容

奈良県消費生活センターで実施する消費者教育講座で上映する「社会への扉」を活用した「若年者向け消費者トラブル」についての映像コンテンツを制作する。

※詳細は、若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務委託仕様書（以下「仕様書」）による。

(4) 企画提案書作成にかかる経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提案者の負担とする。

(5) 委託料上限額

1,310千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 委託期間

契約締結日から平成31年3月15日（金）まで

3 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

奈良県消費生活センター 総務啓発係

TEL：0742-32-0621 FAX：0742-32-2686

電子メールアドレス：syouhi-1c@office.pref.nara.lg.jp

(2) 参加表明書（様式1）の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 平成30年11月16日（金）午後3時まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡。

(3) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

○提出期限 平成30年11月26日（月）午後3時まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 持参又は郵送に限る

・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間は除く。）とする。

・郵送の場合は、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡の上、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9条に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

○提出物

①企画提案書（様式2及び下表記載事項については任意の様式で、下表の番号①はA4縦型3枚以内、②は、A3横型4枚以内とする。）

【原本1部、コピー7部】

記載事項	内容に関する留意事項
①業務の実施方針・実施フロー・工程計画・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針・実施フロー及び工程計画について記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 業務実施方針 業務の実績を踏まえ、本業務の実施方針を記載する。 イ 業務の実施手順 業務の実施手順を示す実施フローと工程計画について記載する。留意点についても記載する。実施フロー図は工程ごとの関連も分かるように図示すること。工程計画は工程表形式とし、時系列で記載すること。 ・業務の分担等実施体制について記載する。 ・他の事業者当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合には、その旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。 ・監督、脚本家、監修者や各部門責任者等の主要なものについて、実績等を入れ分かりやすく記載する。
②映像コンテンツイメージについて	<p>仕様書の4(1)で指定する映像内容のうち、①から④での計4点について作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーリーの全体イメージ ・シナリオ、絵コンテ等を用いてイメージが想起できるものとする。 ・文章による説明のほか、図や表、グラフなどを用いることも可。 ・シナリオ、演出等における工夫点

②事業者概要書（様式3）【原本1部】

③類似業務受注実績（様式4）【原本1部】

④予定管理担当者の経歴等（様式5）【原本1部 コピー7部】

⑤予定担当者の経歴等（様式6）【原本1部 コピー7部】

⑥見積書（様式任意）【原本1部 コピー7部】

- ・あて先は「奈良県くらし創造部長 榎田斉志」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の数量時間、単価が判断できる内容とする。）
- ・選定された事業者には再度見積を依頼する。
- ・見積において、業務量の目安として示されている委託料上限額を超えている場合又は委託仕様書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については、選定しない。
- ・センター実施の講座の他、県立施設等での上映、学校への無償配布、インターネット配信等、すべての情報発信において映像、音楽、出演者、ナレーター等、後の年度において県の費用負担が発生することのないようにすること。
- ・諸経費を含むすべての費用は委託料に含まれているものとする。

(4)質問の受付

○受付期間 平成30年11月2日（金）から平成30年11月19日（月）午後3時まで

○受付方法 ファクシミリ又は電子メールに限る

質問票（様式7）に質問事項を記載のうえ送信
※送信後、必ず電話にて送信した旨連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 担当部局に同じ

○回答方法 「奈良県消費生活センターウェブサイト」に公表する。
個別の回答をしないものとする。
※質問者名は記載しない。

4 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ① 企画提案書等の評価は、若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務委託事業者選定委員会により、次の評価項目について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。ただし、各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は受託者として選定しない。
 - 1) 業務内容の理解度、実施体制・工程計画の妥当性、同種事業実績（35点）
 - 2) テーマ表現の的確性、訴求力、独創性、映像コンテンツイメージの内容（55点）
 - 3) 提案内容に応じて妥当な見積の積算であるか（10点）
- ② 提出のあった提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者に対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングには、管理担当者等の業務全体を把握する立場にある者1名（必ず出席）、予定担当者（必要に応じて出席）が出席すること（計2名以内）。
日時等の詳細は、後日提案書提出事業者に対して通知する。
- ⑤ 参加申込者、企画提案書提出者が2者に満たない場合、応募資格を満たしていれば審議を継続するものとし、各委員の評価の合計点が6割以上の場合において、くらし創造部及び景観・環境局請負業者等選定審査会の承認を得た上で、当該提案者を受託者として選定する。

(2) 事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第、県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ② 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④ 契約にかかる損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的

に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約にかかる下請け契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請け契約」という。）にあたって、その相手方が上記1)から5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約にかかる下請け契約等にあたって、上記1)から5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6)に該当する場合を除く。〕において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請け契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届けなかったとき。

(3)その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (4) 非選定通知書による通知を受けた者は、非選定通知書の通知日から起算して5日以内に、その理由の説明を求めることができるものとする。
- (5) 企画提案書等の提出後、契約締結までの手続期間中に応募資格を欠くこととなった場合は、契約締結にかかる資格を失うものとする。その場合、選定において次に評価の高い事業者と契約に向けた手続を行う。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県消費生活センターの指示に従うこと。
- (8) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。